

令和4年伊達市議会定例会第5回定例会議提出議案概要

提出案件 13件	}	条例の一部改正	4件
		補正予算	2件
		その他	3件
		報告	4件

1. 条例の一部改正（4件）

番 号	件 名 及 び 内 容																																				
議案第49号	<p>伊達市税条例等の一部を改正する条例について</p> <p>■改正趣旨 「地方税法等の一部を改正する法律」等が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、伊達市税条例等の一部を改正するもの</p> <p>■主な内容 (1) 固定資産税(土地)の負担調整措置 (2) 個人住民税の住宅ローン控除の適用期限延長 (3) その他所要の規定の整備を行うもの</p> <p>■施行日 公布の日</p>																																				
議案第50号	<p>伊達市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について</p> <p>■改正趣旨 (1) 地方税法施行令の一部を改正する政令により改正するもの (2) 国民健康保険税の税率等(按分率)を改正するもの</p> <p>■主な内容 (1) 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を65万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円に引き上げるもの (2) 未就学児である被保険者に係る均等割額について、10分の5を乗じて得た額とするもの (3) 国民健康保険税の税率等を次とおりとするもの</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>医療分(所得割)</td> <td>6.40%</td> <td>前年比</td> <td>0.30%増</td> </tr> <tr> <td>〃(均等割)</td> <td>24,500円</td> <td>前年比</td> <td>2,500円増</td> </tr> <tr> <td>〃(平等割)</td> <td>17,300円</td> <td>前年比</td> <td>900円増</td> </tr> <tr> <td>支援分(所得割)</td> <td>2.30%</td> <td>前年比</td> <td>0.10%増</td> </tr> <tr> <td>〃(均等割)</td> <td>8,800円</td> <td>前年比</td> <td>800円増</td> </tr> <tr> <td>〃(平等割)</td> <td>6,200円</td> <td>前年比</td> <td>200円増</td> </tr> <tr> <td>介護分(所得割)</td> <td>2.00%</td> <td>前年比</td> <td>0.30%増</td> </tr> <tr> <td>〃(均等割)</td> <td>9,600円</td> <td>前年比</td> <td>1,600円増</td> </tr> <tr> <td>〃(平等割)</td> <td>4,900円</td> <td>前年比</td> <td>700円増</td> </tr> </table> <p>■施行日 公布の日</p>	医療分(所得割)	6.40%	前年比	0.30%増	〃(均等割)	24,500円	前年比	2,500円増	〃(平等割)	17,300円	前年比	900円増	支援分(所得割)	2.30%	前年比	0.10%増	〃(均等割)	8,800円	前年比	800円増	〃(平等割)	6,200円	前年比	200円増	介護分(所得割)	2.00%	前年比	0.30%増	〃(均等割)	9,600円	前年比	1,600円増	〃(平等割)	4,900円	前年比	700円増
医療分(所得割)	6.40%	前年比	0.30%増																																		
〃(均等割)	24,500円	前年比	2,500円増																																		
〃(平等割)	17,300円	前年比	900円増																																		
支援分(所得割)	2.30%	前年比	0.10%増																																		
〃(均等割)	8,800円	前年比	800円増																																		
〃(平等割)	6,200円	前年比	200円増																																		
介護分(所得割)	2.00%	前年比	0.30%増																																		
〃(均等割)	9,600円	前年比	1,600円増																																		
〃(平等割)	4,900円	前年比	700円増																																		

<p>議案第51号</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>■改正趣旨 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免措置を延長するため、条例の一部を改正するもの</p> <p>■主な内容 令和4年度分の国民健康保険税を減免対象とするもの</p> <p>■施行日 公布の日</p>
<p>議案第52号</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する介護保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>■改正趣旨 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した介護保険第一号被保険者の保険料について、減免措置を延長するため、条例の一部を改正するもの</p> <p>■主な内容 令和4年度分の介護保険料を減免対象とするもの</p> <p>■施行日 公布の日</p>

2. 補正予算（2件）

番号	件名及び内容
<p>議案第53号</p>	<p>令和4年度伊達市一般会計補正予算（第3号）</p> <p>■主な内容 資料 1-2 に概要を掲載</p> <p>■補正総額 65,693 千円</p>
<p>議案第54号</p>	<p>令和4年度伊達市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）</p> <p>■補正総額 △33,424 千円</p>

3. その他（3件）

番号	件名及び内容
議案第55号	<p>工事請負変更契約の締結について</p> <p>■提案理由 保原総合公園拡張整備グラウンド整備工事（2期）変更請負契約の締結について、議会の議決を求めるもの</p> <p>■主な内容</p> <p>1 契約の名称 保原総合公園拡張整備グラウンド整備工事（2期）</p> <p>2 契約の金額 変更前：296,230,000円 変更後：299,013,000円</p> <p>3 契約の相手方 森藤建設工業株式会社</p>
議案第56号	<p>財産の取得について</p> <p>■提案理由 伊達市消防団へ配備する消防ポンプ車の購入契約について、議会の議決を求めるもの</p> <p>■主な内容</p> <p>1 取得の内容 消防ポンプ自動車（CD-I型） 1台</p> <p>2 取得金額 24,200,000円</p> <p>3 契約の方法 指名競争入札</p> <p>4 契約の相手方 ジーエムいちほら工業株式会社</p>
議案第57号	<p>財産の取得について</p> <p>■提案理由 伊達市立各小中学校へ配置する大型掲示装置等の取得契約について、議会の議決を求めるもの</p> <p>■主な内容</p> <p>1 取得の内容 大型掲示装置及び付属品一式 200台</p> <p>2 取得金額 50,750,260円</p> <p>3 契約の方法 指名競争入札</p> <p>4 契約の相手方 コセキ株式会社</p>

6. 報告（4件）

番号	件名及び内容
報告第2号	<p>市が資本金を出資している法人の経営状況を説明する書類の提出について</p> <p>■主な内容 伊達市が資本金を出資している法人（福島地方土地開発公社）の経営状況を説明する書類を提出するもの</p>

<p>報告第3号</p>	<p>令和3年度伊達市一般会計継続費繰越計算書の報告について</p> <p>■主な内容 地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和3年度伊達市一般会計予算の継続費に係る歳出予算の経費を令和4年度に繰り越したので議会に報告するもの</p> <p>■繰り越す事業 中学校施設整備事業</p>
<p>報告第4号</p>	<p>令和3年度伊達市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について</p> <p>■主な内容 地方自治法施行令第146条第1項の規定により、令和3年度伊達市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和4年度に繰り越したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの</p> <p>■繰り越す主な事業 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業、保原認定こども園整備事業、地域経済活性化事業（地方創生臨時交付金事業）、橋梁維持管理事業、伊達小学校改築事業、農林業施設災害復旧事業</p>
<p>報告第5号</p>	<p>令和3年度伊達市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について</p> <p>■主な内容 地方自治法第220条第3項の規定により、令和3年度伊達市一般会計予算のうち、避けがたい事故のため令和4年度に繰り越した経費について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により議会に報告するもの</p> <p>■繰り越す事業 放課後児童健全育成事業、道路新設改良事業、中学校施設維持管理事業、ふるさと会館施設運営事業</p>

問い合わせ先
総務部総務課
電話 575-1111